

愛東・湖東地区のごみ処理に係る 一部事務組合の加入先変更について

1 経過

東近江市のごみ処理については、平成17年の市町合併以降も、処理に関する加入先組合清掃センターの違いから、ごみの分別について、市民の皆様にお問い合わせの内容が異なっていたため、これを統一した内容にする必要がありました。

また、使用いただくごみ袋が異なり、ごみ袋の料金にも差があることや、ごみ処理料金や手続きにも違いがあり、市民サービスの統一を図る必要がありました。

このことから、愛東・湖東地区のごみ処理業務について、これを統一し、均一化を図るため、関係する3組合において、組合を構成する町と協議を重ねてきました。

その結果、平成31年4月1日から愛東地区及び湖東地区のごみ処理を中部清掃組合に変更し、市内の可燃ごみ・不燃ごみ処理を統一することができました。

2 ごみ処理施設変更について

平成31年3月31日までのごみ処理

湖東広域衛生管理組合

可燃ごみ（リバースセンター）

東近江市（愛東地区）

〃（湖東地区）

多賀町・豊郷町・甲良町

愛荘町

愛知郡広域行政組合

不燃ごみ（愛知郡清掃センター）

東近江市（愛東地区）

〃（湖東地区）

愛荘町

中部清掃組合

可燃ごみ（日野清掃センター）

不燃ごみ（能登川清掃センター）

東近江市（八日市地区）

〃（永源寺地区）

〃（五個荘地区）

〃（能登川地区）

〃（蒲生地区）

日野町

竜王町

平成31年4月1日から愛東地区・湖東地区を編入

中部清掃組合

可燃ごみ（日野清掃センター）

不燃ごみ（能登川清掃センター）

東近江市（八日市地区）

〃（永源寺地区）

〃（五個荘地区）

〃（能登川地区）

〃（蒲生地区）

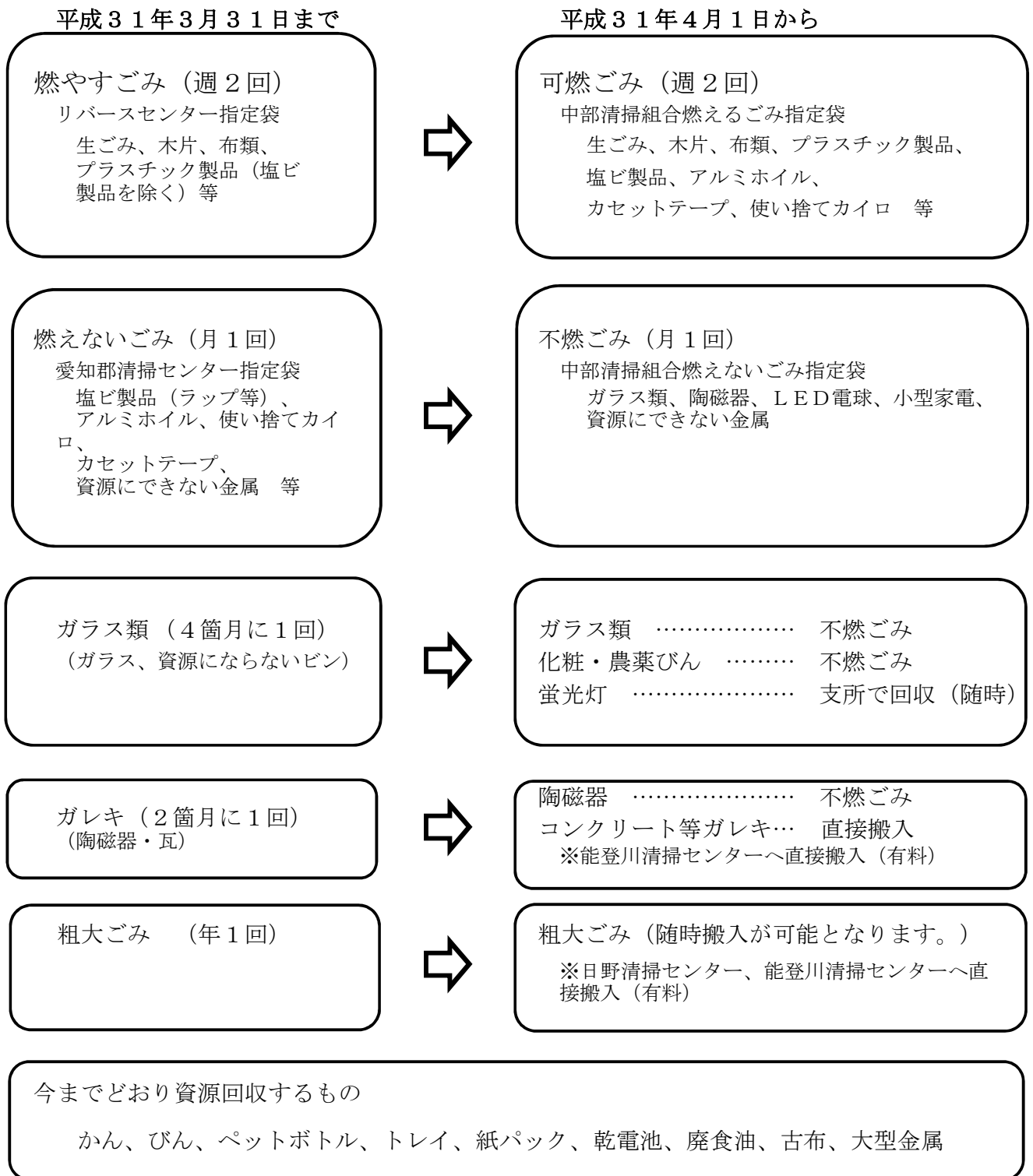
〃（愛東地区）

〃（湖東地区）

日野町

竜王町

3 可燃ごみ、不燃ごみ等の区分変更について



3 ごみ処理統一化の効果

市民に使用いただくごみ袋やごみの処理方式が均一化したことにより、ごみ袋や処理料金だけでなく、処理可能な品目についても統一することができました。

これまで愛東地区・湖東地区のごみ処理については処理施設の関係上、中部清掃組合管内の地域と比較し処理できない品目も多くありましたが、今回の統一化により処理可能な品目が増加し市民の利便性も向上しました。

例えば、愛東地区・湖東地区ではマットレスや畳の処理は各自で民間の事業所等に依頼する必要があり、布団については枚数制限内で予約する必要がありましたが、現在は清掃センターへ随時持ち込む事が可能となっています。